総合補償士の創設と概要について

総合補償士創設の背景

補償業務管理士資格制度は平成3年度に創設され、補償業務管理士は、物件の調査及び補償金の算定など用地補償業務の各分野における専門家として活躍しておりますが、近年、公共事業を巡る環境は大きく変化してきており、厳しい財政事情を踏まえ、公共事業の実施については、より一層の重点化・効率化による事業効果の早期発現が求められ、公共用地取得においても、より一層の迅速化・円滑化が要請されております。

補償コンサルタントは、起業者の公共用地取得をサポートし、補償業務管理士は、その業務の適正な執行を確保する上で中心的な役割を担っているところですが、こうした環境の変化を踏まえ、公共用地行政においては、事業のスピードアップを図る観点から、あらかじめ明示された完成時期を踏まえた計画的な用地取得を実現するための用地取得マネジメント手法の確立などが進められているところです。

こうしたことから、補償コンサルタントに求められる能力も高度化し、公共用地取得に関する工程管理業務など、最適な公共用地取得を実現するためのマネジメント能力を必要とされる業務へとその役割も増大していくことが予想されます。

このため、用地補償業務全般に対して総合的な知見を有する優秀な人材を確保・育成し、これら新たな業務へ的確に対応することを目的として、平成20年7月25日付けで「補償業務管理士研修及び検定試験実施規程」の一部を改正し、総合補償士を創設しました。

総合補償士の創設は、補償コンサルタント業の今後の受注機会の増大に向けた新たな展望を切り開くものであるとともに、新たな業務を遂行する上で、その中心的技術者として活躍が期待されることから、今後の業界にとって極めて有意義な制度となるものであります。

総合補償士とは

補償業務管理士研修及び検定試験実施規程(以下「試験実施規程」という。)第3条のこれまでの7部門に加え、新たに「総合補償部門」を設け、総合補償部門の補償業務管理士を「総合補償士」と称します。

総合補償士が担う業務

総合補償士が担う業務(総合補償部門の業務内容)は、用地補償業務全般に対しての総合的な知見を必要とする次の業務です。

公共用地取得計画図書の作成業務 公共用地取得に関する工程管理業務 補償に関する相談業務 関係住民等に対する補償方針に関する説明業務 公共用地交渉業務

総合補償士(総合補償部門の補償業務管理士資格)の取得方法

総合補償士となるためには、総合補償部門の研修を受講し、同部門の検定試験(筆記及び口述)に合格した後に、補償業務管理士登録台帳への登録を受ける必要があります。

なお、総合補償部門の研修及び検定試験の実施には一定の準備期間が必要となりますが、新たな業務ニーズへの体制を的確に整備する必要があることから、平成20年度及び平成21年度の2箇年度に限り、講習会及び検定試験(口述)による特別総合補償部門試験を行います。

【研修及び講習会の受講要件】

研修及び講習会の受講要件は、補償関連部門を含む3以上の部門を登録している補償業務管理士です。

【研修(又は講習会)及び検定試験の内容】

特別総合補償部門試験(平成20年度・平成21年度限り)

講習会	総合補償部門の業務に関すること
検定試験(口述)(注1)	総合補償部門及び未登録部門(注2)の業務に関するこ
	ح ا

- (注1)口述試験に当たっては、総合補償部門及び未登録部門に関する考慮すべき点等を記述した調書を事前に提出してもらいます。
- (注2)総合補償部門及び補償関連部門を除く6部門のうち、全ての未登録部門に ついて基礎的知識の検定試験を行います。

例えば、次の場合の講習会及び検定試験は、次のとおりとなります。

補償関連部門、土地調査部門、土地評価部門、物件部門及び営業補償・特殊補償部門登録者の場合

講習会 + 口述試験(機械工作物、事業損失及び総合補償の各部門)

総合補償部門以外の7部門登録者の場合 講習会+口述試験(総合補償部門)

なお、試験実施規程第20条第1項第1号に規定する公共用地取得実務経験者については、未登録部門に係る口述試験を免除します。

平成22年度以降

研		修	総合補償部門の業務に関すること
検 定	筆	択一	未登録部門の業務に関すること(注3)
	記	論 文	総合補償部門の業務に関すること
試 験	П	述	主に総合補償部門の業務に関すること(注4)

- (注3)総合補償部門及び補償関連部門を除く6部門のうち、全ての未登録部門に ついて基礎的知識の検定試験を行います。
- (注4)主に総合補償部門についての試験ですが、他の7部門について質問することもあります。

例えば、次の場合の研修及び検定試験は、次のとおりとなります。

補償関連部門、土地評価部門及び営業補償・特殊補償部門登録者の場合 研修 + 択一筆記試験(土地調査、物件、機械工作物及び事業損失の各部門) + 論文筆記試験 + 口述試験

総合補償部門以外の7部門登録者の場合 研修+論文筆記試験+口述試験

なお、試験実施規程第20条第1項第1号に規定する公共用地取得実務経験者については、その申請により、未登録部門に係る筆記試験及び口述試験を、同第2号に規定する「補償業務管理士研修及び検定試験の免除申請基準」に該当する者については、その申請により、未登録部門に係る筆記試験及び口述試験とともに研修を免除します。

案内の送付

平成20年度の講習会については10月の実施を予定していますが、受講要件を満たしている者(平成20年8月1日現在で、補償関連部門を含む3以上の部門を登録している補償業務管理士)には、今後、個別に郵送によるご案内をすることとしております。

また、講習会の日程、場所、費用等の詳細については、追って、ホームページでご 案内します。

問い合わせ先 (社)日本補償コンサルタント協会 試験部 山本、茂木

補償業務管理士研修及び検定試験実施規程(次ページから)

補償業務管理士研修及び検定試験実施規程

平成3年3月28日 理事会決定 平成6年9月14日一部改正 平成7年3月24日一部改正 平成10年3月25日一部改正 平成11年9月29日一部改正 平成19年1月17日一部改正 平成20年7月25日一部改正

第 1 章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、社団法人日本補償コンサルタント協会(以下「協会」という。)が補償業務管理士の資格を付与するために行う研修、検定試験その他必要な事項を定めるとともに、補償業務管理士の知識及び技術の向上を図り、もって公共事業の円滑な推進に寄与することを目的とする。

(研修及び検定試験の種類)

第2条 補償業務管理士の資格を取得しようとする者は、協会の実施する研修及び検定試験を受けなければならない。

第3条 研修及び検定試験は、共通科目及び次表に掲げる部門ごとに行うものとする。

部門	業務内容
土地調査部門	土地の権利者の氏名及び住所、土地の所在、地番、地目及び地積並 びに権利の種類及び内容に関する調査並びに土地境界確認等の業務
土地評価部門	(1) 土地評価のための同一状況地域の区分及び土地に関する補償金算定業務又は空間若しくは地下使用に関する補償金算定業務 (2) 残地等に関する損失の補償に関する調査及び補償金算定業務
物件部門	(1) 木造建物、一般工作物、立木又は通常生ずる損失に関する調査及び補償金算定義務 (2) 木造若しくは非木造建築物で複雑な構造を有する特殊建築物又は これらに類する物件に関する調査及び補償金算定業務
機械工作物部門	機械工作物に関する調査及び補償金算定業務
営業補償 ・特殊補償部門	(1) 営業補償に関する調査及び補償金算定業務 (2) 漁業権等の消滅又は制限に関する調査及び補償金算定業務
事業損失部門	事業損失に関する調査及び費用負担の算定業務 (注)事業損失とは、事業施行中又は事業施行後における日陰等によ り生ずる損害等をいう。
補償関連部門	(1) 意向調査(注1) 生活再建調査(注2)その他これらに類する調査業務 (2) 補償説明及び地方公共団体等との補償に関する連絡調整業務 (3) 事業認定申請図書等の作成(注3)業務 (注1)意向調査とは、事業に対する地域住民の意向に関する調査をいう。 (注2)生活再建調査とは、公共事業の施行に伴い講じられる生活再建のための措置に関する調査をいう。 (注3)事業認定申請図書等の作成とは、起業者が事業認定庁に対する事前相談を行うための相談用資料(事業認定申請図書(案))の

	作成、事業認定庁との事前相談の完了に伴う本申請図書等の作成 及び裁決申請図書作成等をいう。
総合補償部門	(1)公共用地取得計画図書の作成業務 (2)公共用地取得に関する工程管理業務 (3)補償に関する相談業務 (4)関係住民等に対する補償方針に関する説明業務 (5)公共用地交渉業務

第 2 章 補償業務管理士試験委員会

(補償業務管理士試験委員会)

- 第4条 補償業務管理士の検定試験及び資格審査(以下「試験等」という。)に係る事項を実施 するため、協会定款第40条の規定に基づき、協会に補償業務管理士試験委員会(以下「委員 会」という。)を置く。
- 委員会の委員長及び委員(以下「委員長等」という。)は、学識経験者並びに関係行政機関 の職員及び補償コンサルタント登録規程(昭和59年9月21日建設省告示第1341号。以 下「登録規程」という。) 第3条の補償業務の管理をつかさどる専任の者又はこれと同等以上 の知識を有する者のうちから協会の会長(以下「会長」という。)が委嘱する。
- 委員長等の数は、11名以下とする。
- 委員長等の任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、補欠の者の任期は前任者の残任期間 とする。
- 委員会は、次条に掲げる事項及び資格審査その他研修の実施に関する基本的事項を行うもの とする。

(委員会の所掌事務の細目)

- 第5条 委員会は、次の各号に掲げる基本的事項を行うものとする。
 - 研修実施要領及び試験実施要領の作成
 - 試験問題の出題基準及び合否判定基準の作成
 - 資格の審査基準の作成及び資格審査の実施
 - 試験制度及び資格制度に関する調査及び研究の実施
- 委員会は、前項各号に掲げる事項を実施するために、専門委員会を設置することができる。 専門委員会の設置又は運用に関することは、別途定めるものとする。

(秘密の保持)

第6条 委員長等は、その職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。

第 3 章 研修及び検定試験

(研修の受講者資格)

- 第7条 共通科目及び第3条に定める各部門(総合補償部門を除く。)の研修を受けることので きる者は、次の各号の一に該当する者とする。
 - 学校教育法(昭和22年法律第26号。以下同じ。)による大学(短期大学を除き、旧大 学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。)を卒業した者で補償業務(登録規程 第2条第1項の「補償業務」をいう。以下同じ。)について6年以上従事し、かつ、資格を 取得しようとする部門の補償業務について4年以上従事した者
 - 学校教育法による短期大学又は高等専門学校(旧専門学校令(明治36年勅令第61号) による専門学校を含む。)を卒業した者で、補償業務について8年以上従事し、かつ、資格 を取得しようとする部門の補償業務について4年以上従事した者
 - 学校教育法による高等学校(旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中学校を含 む。)を卒業した者で、補償業務に関し10年以上従事し、かつ、資格を取得しようとする 部門の補償業務について4年以上従事した者
 - 四 会長が、前3号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認めた者
- 第3条に定める総合補償部門の研修を受けることのできる者は、補償関連部門を含む3以上 の部門の登録がなされている補償業務管理士とする。 (研修申込み)

第8条 研修を受けようとする者は、共通科目及び部門ごとに研修受講申込書に受講手数料を添えて協会あてに申し込むものとする。

(検定試験の方法等)

- 第9条 検定試験は、協会の実施する研修を修了した者について、共通科目及び部門ごとに筆記 試験及び口述試験により行うものとする。ただし、総合補償部門の検定試験にあっては、これ と併せて未登録部門に係る筆記試験及び口述試験を行うものとする。
- 2 前項に定める研修は、当該研修修了証書の発行日から起算して3年を経過した日にその効力 を失うものとする。

(検定試験の申込み)

第10条 検定試験を受けようとする者は、共通科目及び部門ごとに検定試験申込書に検定試験手数料を添えて協会に申し込むものとする。

(合否の決定及び発表)

- 第11条 検定試験を受けた者の合否の決定は、委員会の判定に基づき共通科目及び部門ごとに決定するものとする。
- 2 委員会は、合否の決定を会長に報告するものとする。
- 3 検定試験に合格した者(以下「合格者」という。)の発表は、会長が本人に通知するととも に、共通科目及び部門ごとに協会の会報等で発表するものとする。

(補償業務管理士)

第12条 共通科目の検定試験及び資格を取得しようとする部門の検定試験に合格した者は、当該部門の補償業務管理士となる資格を有するものとする。

(合格証書の交付)

第13条 会長は、合格者に共通科目及び部門ごとの合格証書を交付するものとする。

(合格者の登録)

- 第14条 第12条に定める者が、当該部門の補償業務管理士となるには、補償業務管理士登録台帳に氏名、生年月日、登録部門の名称、その他会長が定める事項の登録を受けなければならないものとする。
- 2 補償業務管理士は、登録を受けた事項に変更があったときは、手数料を添えて登録事項変更 申請書を会長に提出しなければならないものとする。
- 3 補償業務管理士のうち、総合補償部門の補償業務管理士は、総合補償士と称する。

(登録証の交付等)

- 第15条 会長は、登録した者に対し、登録証を交付するものとする。この場合において、同一人に対し、日を同じくして2以上の部門の登録を行うときは、一の登録証に2以上の部門の登録に係る事項を記載して、交付するものとする。
- 2 登録を現に受けている者に対し、当該登録と異なる部門の登録を行うときは、その異なる部門の登録に係る登録証にその者が現に受けている部門の登録に係る事項を記載して、その者が現に有する登録証と引き換えに交付するものとする。
- 3 登録の有効期間は、5年とする。

(登録の更新)

第16条 登録は、手数料を添えて申請することにより、更新することができるものとする。ただし、第22条の講習を受講しない者の更新については、会長は拒否することができるものとする。

(研修等の実施)

- 第17条 研修及び検定試験は、共通科目及び部門別に毎年1回以上行うものとする。
- 2 研修及び検定試験の期日、場所その他研修及び検定試験に必要な事項は、委員会の方針に沿ってその都度会長が決定し、協会の会報等に掲載し、関係者に周知させるものとする。

(研修及び検定試験の基準)

第18条 研修及び検定試験の実施基準は、別に定める「補償業務管理士研修及び検定試験基準」 によるものとする。

(手数料の返還)

第19条 一度納入した手数料は返還しないものとする。

(研修及び検定試験の免除)

- 第20条 第3条に定める各部門(総合補償部門を除く。)の研修及び検定試験の免除は、次の各 号によるものとする。
 - 一 研修及び検定試験を受けようとする者のうち第7条第1項の資格を有する者で、かつ、次表の左欄に記載されている資格を有する者については、手数料を添えて申請することにより、それぞれ右欄の研修及び該当する部門の検定試験を免除し、当該免除に係る検定試験に合格したものとみなす。

資 格	研 修
測量士 測量士補	土地調査部門の研修
不動産鑑定士 不動産鑑定士補	土地評価部門の研修 営業補償・特殊補償部門の研修
一級建築士 二級建築士 木造建築士	物件部門の研修 事業損失部門の研修
技術士(機械又は電気・電子) 技術士補(機械又は電気・電子)	機械工作物部門の研修
公認会計士 公認会計士補	営業補償・特殊補償部門の研修
税理士	営業補償・特殊補償部門の研修
公共用地取得実務経験者(国、地方公共団体 等にあって、補償業務に20年以上従事した 者をいう。)	総合補償部門以外の申請に係る部門の 研修

- 二 別に定める「補償業務管理士研修及び検定試験の免除申請基準」(平成20年7月17日付け委員会決定。以下「免除申請基準」という。)に該当する者については、手数料を添えて申請することにより、総合補償部門以外の申請に係る部門の研修及び検定試験を免除し、当該免除に係る検定試験に合格したものとみなすとともに、共通科目の研修及び検定試験、共通科目の口述試験を除く。)を免除するものとする。
- 2 総合補償部門の研修及び検定試験の免除は、次の各号によるものとする。
- 一 前項第1号に規定する公共用地取得実務経験者については、その申請により、第9条第1項ただし書に規定する未登録部門に係る筆記試験及び口述試験を免除するものとする。
- 二 前項第2号に該当する者については、その申請により、第9条第1項ただし書に規定する 未登録部門に係る筆記試験及び口述試験を免除するとともに、総合補償部門の研修を免除す るものとする。
- 3 共通科目の研修を修了し、検定試験に合格した者については、以降に行われる共通科目の研修を免除し、検定試験に合格したものとみなす。

第4章 雑 則

(検定試験等の停止及び合格の取消)

- 第21条 研修及び検定試験に関して、次のような不正行為を行った者に対しては、その試験の停止及び合格の取消しを行うとともに、すでに交付した合格証書がある場合には、これを返還させるものとする。
 - 一 検定試験実施中に不正を犯したとき

- 二 検定試験の問題等秘密事項について、試験関係者から情報の提供を受ける等不正な手段で これを入手したとき
- 三 研修受講申込書又は検定試験申込書に、学歴、経歴その他受講又は受験資格に関係のある 経歴を偽って記入し、受講又は受験したとき

四 その他受験に関して、不正行為があったとき

(補償業務知識等の維持)

第22条 会長は、補償業務管理士に対し、補償業務に関する知識及び能力を維持するため、別に 定める講習等を適宜実施するものとする。

(その他)

第23条 この規程に定めるもののほか、研修及び検定試験の実施に関し、必要な事項は委員会が 別に定めることができるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成3年4月1日から実施する。
- 2 この規程の実施の時に登録規程第3条の補償業務の管理をつかさどっている専任の者については、協会の実施する講習を受けた者に限り、当該補償業務の管理をつかさどっている部門に係る検定試験に合格したものとして補償業務管理士となる資格を有するものとする。
- 3 規程第17条第1項の規定にかかわらず、当分の間共通科目及び会長の定める部門について 研修及び検定試験を行うことができるものとする。

附 則

(施行期日)

改正後の規程は、平成6年11月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

改正後の規程は、平成7年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この規程による改正後の規程は、平成10年4月1日から施行するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成9年度に規程第9条第1項に定める研修(以下「研修」という。)を修了した者は平成13年8月末日まで、平成8年度に研修を修了した者は平成12年8月末日まで、平成7年度以前に修了した者は平成11年8月末日まで研修の効力を有するものとする。

附 則

(施行期日)

1 改正後の規程は、平成11年10月1日から施行する。

(既補償業務管理士に関する特例)

2 この規程の施行の際、現に補償業務管理士の資格を有する者にあっては、平成14年度までは、改正後の第15条第3項の適用は、なお従前の例による。ただし、その間にその者の直近の登録更新日に登録更新を了した者にあっては、当該登録更新日を基準日として、改正後の規程を適用する。

附則

(施行期日)

1 改正後の規程は、平成19年1月17日から施行する。

(中央審査委員会に関する経過措置)

2 この規程の施行の際に、現に改正前の中央審査委員会並びに試験委員会及びこれらの委員長 又は委員の任にある者は、この規程の改正後にあっても、平成18年度補償業務管理士資格検 定試験に関する事項に限り、改正前の規程第4条ないし第6条及び第11条の規定を適用し、 その事項を行うものとする。ただし、改正後の検定試験委員会の委員長又は委員との併任を妨 げない。

附 則

(施行期日)

1 改正後の規程は、平成20年7月25日から施行する。

(特別試験)

2 改正後の規程の施行の日から平成21年12月31日までの間に限り、総合補償部門に係る 研修及び検定試験については、第3章に規定する研修及び検定試験に代えて、特別総合補償部 門試験(以下「特別試験」という。)を行う。

(特別試験受験資格)

3 特別試験を受けることができる者は、第7条第2項に該当する者とする。

(特別試験の方法)

4 特別試験は、総合補償部門に関する講習会(以下「講習会」という。)及び当該部門に係る口述試験(第20条第1項第1号に規定する公共用地取得実務経験者以外の者は、未登録に係る部門を含む。以下「口述試験」という。)により行うものとする。

(特別試験の基準)

5 特別試験の実施基準は、別に定める「特別総合補償部門試験(講習会及び口述試験)実施基準」によるものとする。

(準用規定)

6 第8条、第10条から第17条まで及び第19条の規定は、特別試験に準用する。この場合において、第8条及び第17条中「研修」とあるのは「講習会」と、第10条、第11条、第 12条及び第17条中「検定試験」とあるのは「口述試験」と読み替えるものとする。